

# 高齢者のインフルエンザ予防接種助成制度

高齢者のインフルエンザの発症と重症化を予防するために、接種費用の一部を助成しています。

インフルエンザとは…

「インフルエンザウイルス」によって引き起こされる感染症です。38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛などの全身の症状が急に現れ、高齢の方や慢性疾患を持つ方は肺炎を伴うなど重症化することがあります。接種によって身体に抗体ができるまでには2週間ほどかかるため、早めに接種することをお勧めします。

※インフルエンザの予防接種は希望者のみが行うもので、義務付けられたり強制されたりするものではありません。

## 助成対象者

- ①65歳以上の方(接種当日、65歳に到達している方)
- ②60歳から64歳の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、日常生活が制限される方(主治医に相談してください)

## 助成期間と回数

10月1日(日)～12月31日(日)の接種で、1回分のみ助成

## 助成金額

1人につき1,500円

## 手続方法

接種の際に、各医療機関に置いてある予診票に必要事項を記入し、助成金額(1,500円)を差し引いた残額を会計窓口でお支払いください。

また、医療機関において住所・氏名・生年月日を確認させていただくことがありますので、確認できるもの(保険証など)を持参してください。

※**町外の病院で接種を希望する方は、接種の前に必ず保健福祉課へご連絡ください。**

## その他

助成対象者の①または②を満たす生活保護の方は**無料**で受けられます。医療機関で接種希望者数がワクチンの入荷を超えた場合は、**接種できないことがあります。**

接種を受けられる場所(委託医療機関)

医療機関	実施日	実施時間	受付方法
多古中央病院 ☎ 76-2211	実施日 広報たこ11月号でお知らせします。		
大木内科医院 ☎ 76-2904	実施日 月～土曜日(祝日は除く)	実施時間 午前8時～正午/午後2時～5時 ※木曜日は午前8時～正午のみ	受付方法 予約不要
箱崎整形外科医院 ☎ 76-2058	実施日 月・火・水・金・土曜日(祝日は除く)	実施時間 午前9時～11時/午後3時～5時 ※土曜日は午前9時～11時のみ	受付方法 予約不要
さとうメディカルオフィス ☎ 76-2039	実施日 月～土曜日(祝日は除く)	実施時間 午前8時30分～午後0時30分/午後3時～5時 ※土曜日は午前8時30分～正午のみ	受付方法 予約不要
石橋内科医院 ☎ 76-2767	実施日 月～土曜日(祝日は除く)	実施時間 午前9時～11時30分/午後2時30分～5時30分 ※火曜日は午後4時～6時のみ ※土曜日は午後2時30分～4時30分のみ	受付方法 予約不要
前田医院 ☎ 76-5977	実施日 月・火・水・金・土曜日(祝日も実施)	実施時間 午前9時～11時30分/午後3時～5時 ※水・土曜日は午前9時～正午のみ ※祝日は午前9時～11時30分のみ	受付方法 電話予約(先着550人まで)



# 若い子育て世帯の住宅取得を応援します!

町の積極的な子育て支援の取り組みが評価され、8月29日に(独)住宅金融支援機構と協定を締結しました。この協定により、「多古町住宅取得奨励金」の対象者が住宅ローン【フラット35】子育て支援型を利用する場合、当初5年間借入金利を一定期間引き下げて借りることができます。



(独)住宅金融支援機構との協定締結式

## 多古町住宅取得奨励金とは

活気にあふれた地域社会を築くことを目的として、新たに土地と新築住宅を取得した方に奨励金を交付します。

### 【対象者】

- 対象住宅に5年を超えて定住すること
- 対象住宅および土地の納税義務者でそれぞれ2分の1以上の所有権があること
- 同居する世帯全員が町税等の滞納がないこと
- 過去にこの奨励金を受けたことがないこと

### 【対象住宅】

- 町内に新たに建築された一戸建てまたは併用住宅で、その建築後使用されたことのないもののうち、その工事完了の日から起算して1年以内であること
- 居住用面積(居間、寝室、台所その他の専ら居住用に供する部分の面積)が70㎡以上であること

### 【奨励金額】

- 基礎額 20万円
- 申請者が39歳以下の場合の加算 10万円
- 満18歳未満の子との同居加算 1人につき5万円
- 宅地開発許可造成地の場合の加算 20万円
- 住宅用省エネルギー設備設置建売住宅加算 最大88万円
- 合併処理浄化槽設置建売住宅加算 最大36万5千円

## 【フラット35】子育て支援型とは

子育て支援について、積極的な取り組みを行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

### 【対象者】

- 多古町住宅取得奨励金対象者に加え、下記の要件を満たしていることが必要です。
- 対象住宅に5年を超えて居住する意思があり、定住すること
- 申請時点で39歳以下であること
- 申請時点で満18歳未満の子がいること

### 平成29年9月1日から取扱開始

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】子育て支援型	当初5年間	【フラット35】の借入金利から年△0.25% 【フラット35】Sの併用の場合年△0.50%

※【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。

お問合せ●住宅取得奨励金については…都市計画課都市計画係 ☎ 76-5408

【フラット35】に関するご相談は…住宅金融支援機構お客様コールセンター

☎ 0120-0860-35(無料通話)

お問合せ●保健福祉課健康づくり係 ☎ 76-3185